

令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和3年2月12日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	第8期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について																		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課																		
内容	<p>令和3年度～5年度を計画期間とする第8期介護保険事業計画における保険料の設定について、下記のとおり答申案をお諮りします。</p> <p>1 第8期介護保険事業計画における保険料の答申案について (別紙、審議・調査事項1-1)</p> <p>(1) 第8期介護保険料基準額の設定について 月額6,760円</p> <p>(2) 第8期介護保険料の多段階化について (別紙、審議・調査事項1-2)</p> <p>2 中間報告から答申案への保険料算定への影響事項について <u>中間報告の保険料基準額 約7,070円～約7,270円</u></p> <p>(1) 介護報酬改定 ※ 以下、【 】内は保険料基準額への影響額 改定率+0.7%【+46円】</p> <p>(2) 介護保険制度の改正 ア 高額介護サービス費の自己負担上限額の引き上げ【▲6円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間報告</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>▲1億5千9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 負担限度額認定 【▲46円】</p> <p>①資産要件の基準額の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間報告</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>▲4億7千万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②ショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間報告</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>最終報告</td> <td>▲7億円</td> </tr> </tbody> </table>		影響額	中間報告	—	最終報告	▲1億5千9百万円		影響額	中間報告	—	最終報告	▲4億7千万円		影響額	中間報告	—	最終報告	▲7億円
	影響額																		
中間報告	—																		
最終報告	▲1億5千9百万円																		
	影響額																		
中間報告	—																		
最終報告	▲4億7千万円																		
	影響額																		
中間報告	—																		
最終報告	▲7億円																		

(3) 介護保険給付準備基金取崩額【▲170円】

	変更内容
中間報告	30億円
最終報告	40億円

(4) 介護保険料収納率の精査【▲35円】

	変更内容
中間報告	97.0%
最終報告	97.5%

(5) 調整交付金に関する係数の変更【▲65円】

第1号保険料の基準所得金額及び所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合補正係数を算出するための係数が確定（変更）した旨、国から事務連絡があり、「見える化」システムに反映された。

	変更内容（交付割合）	
中間報告	令和3年度	5.31%
	令和4年度	5.70%
	令和5年度	5.92%
最終報告	令和3年度	5.44%
	令和4年度	5.91%
	令和5年度	6.17%

(6) 総給付費等の推計の精査【▲29円】

	変更内容
中間報告	1,990億円
最終報告	1,982億円

(案)

審議・調査事項 1-1

2足福介発第4281号
令和3年2月12日

足立区長
近藤 弥生 様

足立区地域保健福祉推進協議会
会 長 菱沼 幹男

第8期介護保険事業計画における保険料の答申について

令和2年7月29日付、2足福介発第1693号をもって諮問のあった件について、令和3年2月3日に開催された介護保険・障がい福祉専門部会における審議の結果を踏まえ、慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1 介護保険料基準額の設定について

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額は、「月額6,760円」と設定する。

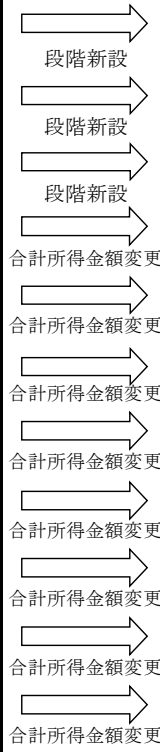
2 介護保険料の段階及び保険料率について

別紙、審議・調査事項1-2のとおり

第8期介護保険料の段階及び料率の変更について
 第8期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料の段階及び料率は、下表のとおり設定する。

第7期保険料負担段階

区分	段階	保険料率	月額保険料
第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,800万円以上	2.70	17,770
第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満	2.30	15,140
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が800万円以上1,200万円未満	2.00	13,160
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	1.80	11,850
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.49	9,810
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.45	9,550
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.40	9,220
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.21	7,970
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	7,110
第5段階(基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	6,580
第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	5,730
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	4,610
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	3,290
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	1,980
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	3,290
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	1,980
第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	1,980



第8期保険料負担段階

区分	段階	保険料率	月額保険料
第17段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が2,500万円以上	4.50	30,420
第16段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満	4.00	27,040
第15段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	3.50	23,660
第14段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	3.00	20,280
第13段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が900万円以上1,200万円未満	2.50	16,900
第12段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が700万円以上900万円未満	2.00	13,520
第11段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.80	12,170
第10段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.60	10,820
第9段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.45	9,810
第8段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.40	9,470
第7段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.21	8,180
第6段階	本人が区民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満	1.08	7,310
第5段階(基準額)	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)	1.00	6,760
第4段階	本人が区民税非課税(世帯に区民税課税者がいる場合)で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	0.87	5,890
第3段階	本人及び世帯全員が区民税非課税	0.70	4,740
第3段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.50	3,380
第3段階 特例軽減C	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030
第2段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	0.50	3,380
第2段階 特例軽減B	収入・預貯金等で判定	0.30	2,030
第1段階	本人及び世帯全員が区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下 生活保護受給者または、老齢福祉年金受給者で区民税世帯非課税	0.30	2,030

第7段階から第9段階の基準所得金額については、国の介護保険法施行規則改正に伴い変更する。